

取入
印紙

物品改造契約書

1 契約事項 教習艇（きぼう）の改造

2 物品の名称、品名及び数量

- (1) 品名 教習艇（きぼう） ヤマハ FC-24S/D
(2) 数量 1台

3 納入場所 北海道函館水産高等学校 海洋舟艇格納庫

4 納入期限 令和2年3月30日

5 請負代金 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

6 契約保証金 免除

上記物品の改造について、発注者 北海道と供給人 (以下「受注者」という。) とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 北海道
北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

住 所
受注者 氏 名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、内容説明書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の物品を納入期限までに納入場所に納入し、発注者は、その対価である請負代金を受注者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める請求、申出、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び内容説明書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(委任又は下請負の禁止)

- 第2条 受注者は、物品の改造の全部若しくは大部分又は発注者の指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用材料の品質等)

- 第4条 物品の改造のために使用する材料の品質、銘柄等については、内容説明書等に定めるところによる。ただし、内容説明書等にその品質、銘柄等が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

(納入及び検査)

- 第5条 受注者は、納入場所に物品を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 物品の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを修補し、又は代品と取り替えなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(中間検査等)

- 第6条 発注者は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について受注者に報告を求めることができる。

- 2 前条第3項の規定は、中間検査に準用する。

(代金の支払)

第7条 発注者は、物品の引渡しを受けた後、請負代金を、発注者が受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 請負代金の支払場所は、北海道渡島総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(履行遅滞)

第8条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を付して発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合において、発注者が納入期限の延期を承諾したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合又は発注者の責めに帰すべきものである場合を除き、受注者は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第5条第4項の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となるときには、当該合格しない物品の検査に発注者が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る物品の請負代金につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により第7条第1項の請負代金の支払が遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

4 発注者が、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合は、検査期間満了の日の翌日から検査を行った日までの期間の日数は、第7条第1項に規定する代金の支払の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間の日数が支払期間の日数を超える場合は、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

(瑕疵担保)

第9条 引渡しを受けた物品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対し相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし当該瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第5条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた後30日以内にこれを行わなければならない。

(危険負担)

第10条 第5条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害及び第5条第1項の規定により支給された材料を滅失又は損傷により生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) その責めに帰すべき理由により納入期限までに物品の納入及び引渡しを完了しない場合又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと発注者が認める場合
- (2) 前号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められる場合
- (3) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出た場合
- (4) 受注者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第13条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第17条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第17条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかつたとき。
- (2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。）

以下この条及び第 17 条において同じ。) を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の微取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 12 条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合（第 12 条第 4 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当初契約保証金又は担保をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が請負代金の 10 分の 1 に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

第 15 条 発注者は、物品の改造が完了するまでの間は、第 12 条第 1 項及び第 14 条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害があるときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の契約解除権）

第 16 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（不正行為に伴う賠償金）

第 17 条 受注者は、この契約に関して、第 13 条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として請負代金の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に規定するものであるとき又は同項第 6 号に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

- 3 前 2 項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第 18 条 発注者は、受注者に対して違約金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

北海道函館水産高等学校教習艇改造契約 内容説明書

(1)規格型式 教習艇(きぼう) ヤマハ FC-24S/D

(2)保管場所等 北海道函館水産高等学校 海洋舟艇格納庫

(3)主な改造内容

- ・ 船内機（ボルボペンタAD31P）を取り外し、船体・トランサムを改造し、150馬力の船外機を取り付けること。
- ・ 船外機に対応したコントロール機構及び必要計器の設置・設定をすること。
- ・ 既存のバッテリーを取り外し、M31MF規格以上のディープサイクルバッテリーを設置するとともに、キャビン内に暖房用ヒーター（燃焼式）を設置すること。
- ・ 既存のドライバーズシートを取り外し、同等品以上のドライバーズシートを設置すること
- ・ 既存のキャビンハンドレール、ワイパーーム、ワイパーブレード、ワイパーモーター、係留ロープ、エアフェンダーを撤去し同等品以上の新品に交換すること。
- ・ その他、船体の改造に伴い必要な部材は本契約に含むものとする。（別紙参照）
- ・ 撤去した部材は再利用せず同等品以上の新品を使用すること。
- ・ 改造作業に関しては、事故等のないように留意すること。
- ・ 改造作業のため移動した設備等は、作業終了後、現状復帰すること。
- ・ 改造作業終了後、改造個所の作動確認・調整及び安全確認を行うこと。
- ・ その他定めのない事項は本校担当者と協議のうえ行うこと。

教習艇きぼう改造使用部材一覧

名 称	数量	規格・メーカー（例示）	
船外機コントロール部			
船外機	1	F150DETX 150馬力	ヤマハ発動機
プロペラ	1	6G5-45941-00	ヤマハ発動機
リモコンボックス	1	704-48205P3	ヤマハ発動機
リモコンケーブル	2	Q3X-NHT-001-070	ニッパツメック社
スイッチパネル	1	6R5-82570-06 キー	ヤマハ発動機
メインハーネス	1	688-8258A-70 7M	ヤマハ発動機
燃料パイプその他（燃焼系部材）	1	6Y1-24306-55	ヤマハ発動機
マルチファンクションデジタルタコメーター	1	6Y5-8350T-91	ヤマハ発動機
ワイヤーリード（電源用）	1	6Y5-83553-M0	ヤマハ発動機
ワイヤーリード（エンジン～メーター）	1	6Y5-83653-20	ヤマハ発動機
バッテリー	2	M31MF	ACデルコ社
バッテリーホルダー	2	A00-68210-A1	ヤマハ発動機
電源用メインスイッチその他配線部材	1	Q8T-MSK-G00-432	ブルーシー社
油圧ステアリングキット	1	QX3-MRL-013-S00	ヤマハ発動機
油圧ステアリング配管改造部材	1	汎用品	
キャビン部			
燃焼式ヒーター	1	AT2000ST D12	ベバスト社
ドライバーズシート	1	90794-48575	ヤマハ発動機
キャビンハンドレール	4	A00-65673-02	ヤマハ発動機
ワイパーーム	2	A00-68382-E1	ヤマハ発動機
ワイパープレード	2	A00-68383-80	ヤマハ発動機
ワイパーモーター	1	A00-68381-H0	ヤマハ発動機
係留ロープ	1	QR7-YSK-000-043	ヤマハ発動機
エアフェンダー	3	Q6R-YSK-002-003	ポリフォーム社